

平成26年1月吉日



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2

技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

「取引先に増税分の価格を転嫁できるか心配だ…」
 「値札は税率が上がるたびに貼り直す？」
 「増税分の還元セールを行ってもよいの？」
 「同業者と話し合って税額の表示方法を統一したい」
 「注文から納品までのどの税率が適用される？」

……など、関心をお持ちの方にお勧めです！

まだ間に合う！

ミニ・セミナーのご案内

「消費税率 UP に伴う法律問題」

拝啓 初冬の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご存じのとおり消費税率が本年4月から8%、平成27年10月から10%に引き上げられます。そこで、今回再び「消費税率 UP に伴う法律問題」と題し、中小企業・小規模事業者の円滑かつ適正な価格転嫁をサポートする法律である「**転嫁対策特別措置法**」を中心に、取引や価格設定にあたっての**注意点など重要ポイント**を分かりやすくお話しいたします。講師は、新潟県中小企業団体中央会で、消費税転嫁対策講習会講師及び同相談窓口担当弁護士の今井慶貴です。参加希望の方は、本用紙に所定事項を記入の上、**FAXにて1/27(月)までにお申込み下さい(先着50名様限定)**。

敬具

<講師> 弁護士 **今井 慶貴** (新潟事務所所属)

<日時> 平成26年1月28日(火) 午後2時30分～4時30分

<会場> 技術士センタービル I-8階 中会議室

新潟市中央区新光町10-2 (県庁近く) *駐車場あり

<参加費> 2,000円(税込み) *当日、会場にて申し受けます。

*特典1: お二人目からは1,000円 *特典2: 無料相談券をプレゼント中。

～お知らせ～ 次回のミニ・セミナーは、2月18日(火)午後3時～を予定しています。

「高齢者利用施設運営者のための法律講座」講師: 弁護士 朝妻太郎

FAX (025) 280-1552 【消費税率 UP に伴う法律問題 セミナー申込用紙】

事業所名・参加者氏名			
住所	(〒 -)		
質問事項			
電話		FAX	

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ [今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要]